

# 生徒指導部便り

No. 8

平成22年12月7日

今号の生徒指導部便りは、法律に関する問題です。あなたは、正解できますか？

## 問題 未成年がタバコを購入・喫煙、処罰されるのは誰？

A (17 歳) は近所のタバコ屋さんに設置されている自動販売機でタバコを購入 (親のタスポを使用) し、家で喫煙していました。親は「隠れて喫煙すれば構わないだろう」と言って A を指導したりはしていません。この場合、処罰されるのは誰でしょう？

1. A 本人                      2. A の親                      3. タバコ屋さん

## 答え

### 正解 (2)

未成年者喫煙禁止法という法律があります。この法律によれば、満 20 歳未満の未成年は喫煙を禁止され (1 条)、未成年者の喫煙を知りつつ制止しなかった親には科料が科せられます (3 条 1 項)。また、未成年者が自ら喫煙すると知りながらタバコを販売した販売者 (タバコ屋さん) にも 50 万円以下の罰金が科せられますが (5 条)、自動販売機で販売する場合、タバコ屋さんは購入者が未成年者かどうかを判断できません。そのため、本問のタバコ屋さんに罰金が科せられることはありません。したがって、本問の場合、処罰されるのは A の親ということになります。

## 問題 喧嘩を煽<sup>あお</sup>っても罪になる？

A と B が、広場でつかみ合いのけんかをしていました。そこへ通りがかった X は、しばらくは見ていましたが、だんだん自分も興奮し、「ヤレヤレー！」とはやしたてて応援しました。A、B もさらに激しさを増し、とうとう A は B を押し倒して顔面を殴りつけ、B に 1 ヶ月の傷害を負わせました。その間、X は、さらに野次をとばし、双方を応援していました。

A には傷害罪が成立します。では、X には何罪が成立するのでしょうか？

1. 傷害罪の共同正犯 (刑法 204 条・60 条)    2. 現場助勢罪 (刑法 206 条)    3. 犯罪は成立しない

## 答え

### 正解 (2)

刑法 206 条によると、傷害罪及び傷害致死罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、刑に処せられます。「勢いを助ける」とは、野次をとばしたり、はやしたてたりして、傷害行為を助長する行為のことです。実際に、傷害行為に加わったら、傷害罪の共同正犯となります。

では、応用問題です。仮に、X が A のみを応援していたらどうなるのでしょうか。判例には、206 条ではなく、傷害罪の幫助<sup>ほうじよ</sup>が成立するとしたものがあります。

< 引用 <http://www.hou-nattoku.com/> >